

# 川崎市介護保険要介護認定及び要支援認定に係る情報提供に関する要綱

令和8年3月23日  
7川健介保第1675号  
健康福祉局長専決

## (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市が行った介護保険法の規定による要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定」という）に関し、川崎市が管理する要介護認定に係る情報の提供（以下「情報提供」という）について、必要な事項を定めるものである。

## (情報提供)

第2条 この要綱における「情報提供」とは、介護保険事業の適切な運営のために、川崎市の被保険者本人（以下「本人」という）について、川崎市が保有している要介護認定に関する情報を、個人情報の保護に関する法律に基づき、本人の同意を得た上で、適切に提供することをいう。

2 前項の「介護保険事業の適切な運営のため」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 指定居宅介護支援事業者等における、本人の心身等の状況に即した効果的な介護サービス計画の作成（介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成を含む。）
- (2) 地域ケア会議における個別事例の検討
- (3) 指定（地域密着型）介護老人福祉施設における入居に関する検討のための委員会での特例入居対象者の判定及び施設への優先入居対象者の判定及び、認知症対応型共同生活介護への入居申込者が認知症であることの確認
- (4) 認知症高齢者の日常生活自立度を基準とした認知症加算の算定

## (情報提供の対象資料)

第3条 情報提供の対象となる資料は、次の各号に掲げる帳票とする。

- (1) 主治医意見書
- (2) 認定情報（審査会資料又は基本調査）
- (3) 調査票の特記事項（概況調査Ⅳ）

## (情報提供の対象者)

第4条 情報提供の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本人
- (2) 本人の家族
- (3) 介護サービス事業者（以下「事業者」という。）

2 前項第3号に定める者は、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、地

域包括支援センター、介護保険施設、(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者、(介護予防)特定施設入居者生活介護事業者、(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス事業者、その他介護保険事業者で、本人とサービス提供に係る契約を締結している、又は契約締結を予定していることが確認できる者とする。

(本人同意の確認)

第5条 前条第1項第2号及び第3号による申請の場合、情報提供に係る本人の同意を取得しなければならない。本人の同意は、介護保険(要介護認定・要支援認定)申請書(以下「認定申請書」という)、居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書(以下「居宅届」という)、要介護認定及び要支援認定に係る情報提供に関する同意書(第3号様式)(以下「同意書」という)において確認するものとする。

(申請の手続き)

第6条 情報提供を希望する者(以下「申請者」という)は、次に掲げる方法で申請を行うものとする。

(1) 窓口への来庁での申請

(2) 郵送での申請

(3) オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)での申請

2 申請者は、川崎市介護保険要介護認定及び要支援認定に係る情報提供申請書(第1号様式)(以下「情報提供申請書」という)を、本人の要介護認定情報を所管する区役所の介護保険担当(以下「所管課」という)に提出するものとする。その際、申請者の本人確認書類を提示するものとする。

3 第4条第1項第3号による申請において、前項に定めたものに加えて、事業者との雇用関係を証明する書類と、本人との契約関係(契約を予定していることを含む)がわかる書類を提示するものとする。ただし、本人と事業者との居宅届が事前に所管課に提出されている場合は、これを省略することができる。

4 第4条第1項第3号による申請においては、認定申請書、居宅届の同意欄で本人の同意が確認できる場合、同意書の提出を省略することができる。

(情報提供の実施)

第7条 情報提供の申請があったとき、申請を受理した日から起算して7営業日以内に、川崎市介護保険要介護認定及び要支援認定に係る情報提供決定通知書(第2号様式)(以下「通知書」という)をもって通知するものとする。

2 前条第1項第1号及び第2号の方法で申請を行った場合、要介護認定に係る帳票の写し(以下「写し」という。)を窓口又は郵送にて交付する。

3 通知書により交付する写しの部数は、同一の請求者につき1部に限るものとする。

4 前条第1項第3号の方法で申請を行った場合、写しの交付は、電子データによる交付とする。

5 所管課は、情報提供を実施する際、次の各号に留意する。

(1) 第2条第2項各号に規定する目的による申請の場合に限り、情報提供を行うものとする。この判断は、所管課長が行う。

(2) 情報提供の申請は、本人の要介護認定日以降からできるものとする。

(3) 主治医意見書、調査票の特記事項(概況調査Ⅳ)は、本人又は家族に知らせるべきでない告知されていない疾病の状況等の内容がある場合には、情報提供の内容を制限することができる。制限の可否に関する判断は、所管課長が行う。

(情報提供を受けた者の遵守事項)

第8条 前条により情報提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 情報提供を受けた本人の情報及び本人の親族の情報を、情報提供申請書で申し出た目的以外に使用しないこと。

(2) 第4条の規定により本人以外の者が請求した場合は、個人情報の保護の重要性を認識し、知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(3) 情報提供を受けた場合は、交付された写しや電子データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じること。

(4) 本人との契約関係が終了した場合や、その他提供を受けた資料を所持する必要性がなくなったときは、確実に、かつ、速やかに交付された写し(これらを複写、又は複製したものも含む)を、責任をもって廃棄すること。廃棄する際は、復元できない方法で行うこと。

(5) 所管課から交付された写し(これらを複写、又は複製したものも含む)の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。

(遵守事項違反に対する措置)

第9条 所管課長は、申請者が前条各号に規定する事項を遵守しなかった場合、それ以降の情報提供を拒否することができる。

(費用)

第10条 本要綱に基づく申請に係る手数料は徴収しない。

2 写しの交付を、郵送により行う場合は、請求者は郵送に要する実費を負担しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
(川崎市介護保険制度における閲覧等に関する要綱の廃止)
- 2 川崎市介護保険制度における閲覧等に関する要綱(平成 1 1 年 1 0 月 1 日健康福祉局長専決)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 施行日前に旧要綱に基づいて請求された情報提供については、従前の例による。